

別 記

使 用 条 件

- 1 以下に掲げる行為をしないこと。
 - (1) 宗教的又は政治的な活動を目的とする行為。
 - (2) 違法又は不当な行為を目的とする行為。
- 2 使用者は、使用承諾を受けた建物等について使用日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、事前にその旨理事長に届け出てその承認を受けなければならない。
- 3 使用者は、使用承諾を受けた建物等を第三者に転貸使用させてはならない。
- 4 既納の使用料は返還しない。
- 5 使用者は、使用料のほか、光熱水料等の実費を負担しなければならない。
- 6 次の一に該当する場合には、使用承諾を取消し、又は変更させることがある。この場合、学園は、使用者がいかなる損害を受けても、その責を負わない。
 - (1) 学園において当該建物等を使用する必要が生じたとき。
 - (2) 使用目的と相違し、又は使用条件を守らないとき。
 - (3) 使用料を納付期限までに納付しないとき。
 - (4) 使用条件上記1に掲げる場合に該当する行為をするおそれがあると認めたとき。
 - (5) 前各号のほか管理上支障があると認めたとき。
- 7 使用者は、建物等の使用中に生じた一切の事故についてその責を負わなければならない。
- 8 使用者は、使用中の建物等の内外の取締り、並びに使用後の火気の始末及び清掃をしなければならない。
- 9 使用者が、建物等又は物品を破損又は紛失したときは、学園の係員の指示により速やかに修復し、又はその損害を弁償しなければならない。
- 10 使用終了後は原状に復し学園の係員に届け出て確認を受けなければならない。